

特定非営利活動法人 東京都子ども会連合会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東京都子ども会連合会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区大塚六丁目1番14号 全国子ども会ビル4Fに置く。

(目的)

第3条 この法人は、主に市民団体を対象として東京都地域において子ども会活動の助成にかかる事業、相互支援の連携協力事業等を行うことにより、子どもの社会生活に必要な特性の涵養、及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術 又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 地域安全活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係わる事業を行う。

- (1) 子ども会育成連合組織相互の連絡と関係機関・団体との連携、協力事業
 - (2) 子ども会のリーダー・指導者・育成者の研修及び養成事業
 - (3) 子ども会活動活性化及び情報交換活動事業
 - (4) 子ども会活動の充実に必要な調査研究及び資料の発刊事業
 - (5) 子ども会安全共済会に関する事業
 - (6) 地域の子どもの活動の振興に功績のあった個人及び団体を表彰する事業
 - (7) その他目的達成のために必要な事業
- 2 この法人は、次にその他の事業を行う。
- (1) 子ども会新聞への広告掲載事業
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に障害がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業にあてるものとする。

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と言う。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同し、入会した団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (4) 協力会員 この法人の活動に協力するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。
- 3 理事長は、正当な理由がない限り入会を承認しなければならない。
- 4 理事長は、前項の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名された時

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既納の入会金、会費は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上 20人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、5人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この会員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事会に出席し、意見を述べること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと見られるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受ける事が出来る。

- 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会長及び顧問及び相談役)

第20条 この法人には役員のほかには会長及び顧問及び相談役を置くことが出来る。

- 2 会長及び顧問及び相談役は、総会において推薦し理事長が委嘱する。
- 3 会長及び顧問及び相談役は、理事長の諮問に応じることができる。

第5章 会 議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告書及び決算
- (6) 役員を選任または解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって召喚する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の少なくとも14日前に通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定数足)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第29条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事が出来ない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合において、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 監事から第15条第5項第5号の規定に基づき召集の請求があったとき

(理事会の招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも14日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることは出来ない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者総数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載されて資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第7章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、暫定予算の追加又は更正をすることが出来る。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするとき、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係わる事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係わるものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散移管する事項（残余財産の帰属すべき者に係わるのに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）

したとき、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併または破産手続きの開始による解散を除く。)したときに残存する財産は、公益社団法人全国子ども会連合会に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公示の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 事務局

(事務局及び職員)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任命)

第56条 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第1章 雑 則

(細 則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理 事 長	佐々木あい子
副理事長	石井幸夫
同	塩澤 廸夫
同	釜井甲子
同	齋藤 武
理 事	合澤 巳代子
同	佐々木 澄子
同	佐藤昌信
同	原澤 サツキ
同	吉野 一哉
同	脇 恵
監 事	小菅知三
同	土井 彰
3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定に係らず、設立の日から平成19年5月末日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず年に次に掲げ額とする。

① 入会金	会 員、準会員、賛助会員、協力会員	0 円
② 年会費	正 会 員 (個人・団体)	20,000 円
	賛助会員 (個人・団体)	5,000 円
	協力会員 (個人)	75 円
7. 平成19年5月21日、定期総会において、定款附則の一部変更
 - (1) (種別及び定数) 第13条 (1) 理事の数の変更
 - (2) 附則6 協力会員 (個人)

附則

この定款は平成 年 月 日から施行する。

8. 平成26年5月21日、通常総会において定款の一部変更。

(事務所) 第2条 (事業の種類) 第5条 (5) (6) 第2項 (1) 第3項 (入会) 第7条第2項 (除名) 第11条第2項 (入会及び会費の不返還) 第12条 (種別及び定数) 第13条 (職務) 第15条 (解任) 第18条第2項 (会長及び顧問及び相談役) 第20条第2項第3項 (総会の機能) 第23条 (1) (3) (10) (11) (12) (総会の議事録) 第30条 (2) (資産の構成) 第39条 (4) (5) (6) (資産の区分) 第40条 (会計の区分) 第43条 (事業計画及び予算) 第45条 (暫定予算) 第46条第1項第2項 (予算の追加及び更

生) 第47条(事業報告及び決算) 第48条(定款の変更) 第50条第1項(1)(2)(3)
(4)(7)(8)(9)(10) 第2項(解散) 第51条(残余財産の帰属) 第52条(事務
員及び職員) 第55条第1項第2項(組織及び運営) 第57条。
この定款は平成27年4月1日から施行する。